

那 霸 市 公 報

第 1 8 5 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

那 霸 文 化 芸 術 劇 場 な は 一 と 主 催 公 演 チ ケ ッ ト 代 金 収 納 及 び 発 券 事 務 指 定 納 付 受 託 者 の 指 定 に つ い て (文 化 振 興 課) 479

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課) 480

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定 に つ い て (保 護 管 理 課) 481

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) 482

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課) 483

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 休 止 に つ い て (保 護 管 理 課) 484

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 再 開 に つ い て (保 護 管 理 課) 485

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) 486

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課) 487

生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 休 止 に つ い

て (保護管理課) 488

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定につい
て (保護管理課) 489

◇ 公 告 ◇

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 490

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 491

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 492

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設
課) 493

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設
課) 493

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設
課) 494

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設
課) 494

◇ 議 会 訓 令 ◇

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則 495

◇ 消防局訓令 ◇

指令情報課の名称変更等に伴う消防局関係訓令の整理に関する訓令 497

◇ 上下水道局告示 ◇

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 509

◇ 教育委員会規則 ◇

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 510

告 示

那 覇 市 告 示 第 47 号
令 和 6 年 4 月 4 日
掲 示 済

那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納及び発券事務
指定納付受託者の指定について

那覇市長 知念 寛

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、
同条第 2 項に基づき次のとおり告示する。

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
株式会社パストラール
東京都中野区本町 2-54-13 黒須ビル 3F
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 4 月 4 日
- 3 指定納付受託者により代理納付が行える期間
令和 6 年 4 月 4 日から令和 7 年 3 月 31 日

【問い合わせ先】

市民文化部文化振興課
〒900-0015 那覇市久茂地 3 丁目 26 番地 27 号
TEL 098-861-7810 FAX 098-861-7870

那 覇 市 告 示 第 8 3 号
令 和 6 年 4 月 2 6 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園（3・3・那4号与儀公園）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市寄宮一丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所本庁舎9階）

那覇市告示第 86 号
令和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション K OKORO	株式会社ユメらぼ	令和 6 年 2 月 1 日～ 令和 12 年 1 月 31 日
沖縄県那覇市与儀一丁目 8 番 16 号		
セドナ薬局	合同会社 T S Y カンパニー	令和 6 年 2 月 1 日～ 令和 12 年 1 月 31 日
沖縄県那覇市壺屋二丁目 14 番 26 号 C-101		
訪問看護ステーションアス リノ	株式会社 A S L I N O	令和 6 年 3 月 1 日～ 令和 12 年 2 月 28 日
沖縄県那覇市樋川二丁目 2 番 5 号 606		

那 覇 市 告 示 第 8 7 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
セドナ薬局	有限会社セドナ	令和6年1月31日
沖縄県那覇市壺屋二丁目14番26号 C-101		
石川産婦人科	石川 邦夫	令和6年1月15日
沖縄県那覇市泉崎2-20-2		
沖映通り眼科	名城 知子	令和6年1月31日
沖縄県那覇市牧志1-4-43 新川ビル2F		

那 覇 市 告 示 第 8 8 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
セノーテ訪問看護那覇沖縄エリア南部ステーション		令和 6 年 2 月 24 日
所在地の変更	沖縄県那覇市松島一丁目 15 番 9 号 グランフィル松島ビル 302 号室 (沖縄県那覇市松島一丁目 15 番 9 号 A j i ビル 302 号室)	

那 覇 市 告 示 第 89 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	休 止 年 月 日
所 在 地	
薬志堂薬局首里店	令 和 6 年 1 月 15 日
那覇市首里久場川町 2 丁目 131 番地	
医療法人 和楽会 にここ整形外科医院	令 和 5 年 11 月 13 日
那覇市壺川 2-11-2	

那 覇 市 告 示 第 9 0 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	再開年月日
所 在 地	
にこにこ整形外科	令和6年4月1日
沖縄県那覇市壺川2-11-2	

那覇市告示第91号
令和6年5月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター 大道 (通所介護、介護予防通所介護相当サービス)	令和6年2月29日
那覇市字大道 127 番地	

那 覇 市 告 示 第 92 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
なかゆくい処 琉花		令和6年2月12日
名称及び所在地	なかゆくい処 琉花 那覇市国場 188-2 1階 (デイサービス楚辺の家 那覇市楚辺 1-13-6 1階)	
ケアプランセンターWAN STYLE		令和6年3月1日
所在地	那覇市牧志 3丁目 23-28 ハーミットクラブ牧志 606 (那覇市泊 1丁目 4番 13号 福琉ビル 302)	

那覇市告示第93号
令和6年5月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (休止する事業の種類)	所 在 地	休止年月日
寄宮偕生園ケアプランセンター (居宅介護支援)		

那 覇 市 告 示 第 9 4 号
令 和 6 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 知 念 覚

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
親泊 徹	柔道整復	令和6年2月19日
こりこり鍼灸整骨院（宜野湾）	宜野湾市真栄原2-10-3-ISONARビル1F	
親泊 徹	柔道整復	令和6年2月19日
こりこり鍼灸整骨院（西原町）	西原町字上原2丁目15番地の6 ピュアグリーンMIIビル102	
親泊 徹	柔道整復	令和6年2月19日
こりこり鍼灸整骨院（北谷）	北谷町北前1-2-7Aiビル201	
高良 浩平	はり・きゅう	令和6年2月19日
那覇鍼灸治療院結い	那覇市長田1-20-1丸仲アパート105	

公 告

那覇市公告第 20 号
令和 6 年 4 月 9 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 6 年 2 月 22 日 第 R4-02-02 号
那覇市指令ま建指第 41-R4-02-02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字真地竹下原 145 番 4
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市壺川 1-12-8
タマキホーム株式会社 代表取締役 玉城 公之
- 5 検査済証番号
令和 6 年 4 月 9 日 那ま建指第 257 号
- 6 工事完了年月日
令和 6 年 3 月 4 日

那覇市公告第 21 号
令和 6 年 4 月 9 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき同意した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 5 年 11 月 17 日 第 H30-協議 01-08 号
那覇市指令ま建指第 41-H30-協議 01-08 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町四丁目 360 番 8 他 25 筆
※今回検査済の部分は、3 工区 (2,520 平方メートル)
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市山下町 10- 7
社会福祉法人 千草福社会 理事長 金城 弘子
- 5 検査済証番号
令和 6 年 4 月 9 日 那ま建指第 258 号
- 6 工事完了年月日
令和 5 年 3 月 22 日

那覇市公告第 27 号
令和 6 年 4 月 11 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき同意した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 5 年 7 月 13 日 第 R2-協議 03-03 号
那覇市指令ま建指第 41-R2-協議 03-03 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市高良 2 丁目 440 番
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和 6 年 4 月 11 日 那ま建指第 243 号
- 6 工事完了年月日
令和 5 年 9 月 29 日

那 覇 市 公 告 第 36 号
令 和 6 年 4 月 15 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和 6 年 4 月 15 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

那 覇 市 公 告 第 37 号
令 和 6 年 4 月 15 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和 6 年 4 月 15 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

那 覇 市 公 告 第 3 8 号
令 和 6 年 4 月 1 5 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 8・7・那10号東門川・仲之川線 ほか14路線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和 6 年 4 月 15 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

那 覇 市 公 告 第 3 9 号
令 和 6 年 4 月 1 5 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・20号 一銀線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和 6 年 4 月 15 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日
公 表 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言はすべて、<u>簡明にするものとして</u>、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言はすべて、<u>簡明かつ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)</u>及び<u>那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の規定の趣旨にのっとり</u>したものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)第26条第1項の継続的な議会改革その他議会の活動に関する調査、協議又は調整並びに議会に関する条例等の検討、運用及び検証を行う。	[略]	
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	<u>条例第26条第1項の継続的な議会改革その他議会の活動に関する調査、協議又は調整並びに議会に関する条例等の検討、運用及び検証を行う。</u>	[略]	
[略]			

備考 [略]

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 7 号
令和 6 年 3 月 27 日
公 表 済

指令情報課の名称変更等に伴う消防局関係訓令の整理に関する訓令を次のように制定する。

那 覇 市 消 防 局
局 長 照 屋 雅 浩

指令情報課の名称変更等に伴う消防局関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市消防局機械器具管理規程の一部改正)

第1条 那覇市消防局機械器具管理規程(平成9年消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事故発生時の処置) 第24条 車長は交通事故、消防機械器具破損事故等により人身及び物損事故が発生したときは、直ちに関係法令に定める処置をとるとともに、次に掲げるところにより処理しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>指令情報課</u> に対する出動可否の連絡 2～3 [略]	(事故発生時の処置) 第24条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>情報指令課</u> に対する出動可否の連絡 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を削る。	

(那覇市消防情報通信規程の一部改正)

第2条 那覇市消防情報通信規程(平成16年消防本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指令情報課</u>とは、消防隊等の現場出動指令通信及びその他の通信等の消防通信業務を実施するために設けられた施設や指令管制システム、通信機器等を管理、操作する消防吏員の総体をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>現場即報</u>とは、災害現場から<u>指令情報課</u>に配信する災害の状況及び推移に関する通信をいう。</p> <p>(8)～(22) [略]</p> <p>(消防隊等の掌握)</p> <p>第8条 <u>指令情報課</u>は、災害活動に出動できる消防隊等の現況を車両動態表示で掌握しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 消防隊等の長は、故障その他の事由により車両が運用不能となったときは、直ちにその旨を<u>指令情報課</u>に通報しなければならない。</p> <p>(指令係員及び署所の職員の遵守事項)</p> <p>第9条 指令係員及び署所の職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>指令情報課</u>又は署所に配置された通信機器を毎日点検し、その機能の保全に努めること。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(気象情報等の伝達)</p> <p>第12条 <u>指令情報課</u>は、気象注意報又は警報等の発表、切替え及び解除(以下「気象</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>情報指令課</u>とは、消防隊等の現場出動指令通信及びその他の通信等の消防通信業務を実施するために設けられた施設や指令管制システム、通信機器等を管理、操作する消防吏員の総体をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>現場即報</u>とは、災害現場から<u>情報指令課</u>に配信する災害の状況及び推移に関する通信をいう。</p> <p>(8)～(22) [略]</p> <p>(消防隊等の掌握)</p> <p>第8条 <u>情報指令課</u>は、災害活動に出動できる消防隊等の現況を車両動態表示で掌握しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 消防隊等の長は、故障その他の事由により車両が運用不能となったときは、直ちにその旨を<u>情報指令課</u>に通報しなければならない。</p> <p>(指令係員及び署所の職員の遵守事項)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) <u>情報指令課</u>又は署所に配置された通信機器を毎日点検し、その機能の保全に努めること。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(気象情報等の伝達)</p> <p>第12条 <u>情報指令課</u>は、気象注意報又は警報等の発表、切替え及び解除(以下「気象</p>

情報」という。)、さらに、火災警報の発令及び解除があったときは、速やかにその旨を署所に伝達しなければならない。

- 2 指令情報課は、気象情報により出動態勢に変更が生じるときは、その変更内容を気象情報の伝達時に併せて伝達するものとする。火災警報についても準用する。

3 [略]

(災害通報の受信及び通報)

第13条 指令係員及び署所の職員は、災害通報を受信したとき、災害の発生場所、対象物名称、目標物、災害状況、負傷者等の有無、通報者氏名、通報電話番号その他必要事項を的確に把握しなければならない。

- 2 署所において災害通報を受けた職員は、その内容を警防規程第4条第2項の規定により直ちに指令情報課に通報するとともに、あわせて上司に報告しなければならない。

3 [略]

(無線局の開局及び閉局)

第17条 無線局の開局及び閉局は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 移動局及び携帯局(以下「移動局等」という。)は、故障、風水害その他の事由により有線通信が途絶したときは、前2号の規定にかかわらず、直ちに開局し、その旨を指令情報課に報告するとともに、指令情報課の指示があるまで閉局しないこと。

(5) [略]

(通話試験)

第19条 無線局の通話試験は、原則、8時40分と17時の定時に行うものとする。ただし、指令情報課で必要とする場合は、この限りでない。

情報」という。)、さらに、火災警報の発令及び解除があったときは、速やかにその旨を署所に伝達しなければならない。

- 2 情報指令課は、気象情報により出動態勢に変更が生じるときは、その変更内容を気象情報の伝達時に併せて伝達するものとする。火災警報についても準用する。

3 [略]

(災害通報の受信及び通報)

第13条 [略]

- 2 署所において災害通報を受けた職員は、その内容を警防規程第4条第2項の規定により直ちに情報指令課に通報するとともに、あわせて上司に報告しなければならない。

3 [略]

(無線局の開局及び閉局)

第17条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 移動局及び携帯局(以下「移動局等」という。)は、故障、風水害その他の事由により有線通信が途絶したときは、前2号の規定にかかわらず、直ちに開局し、その旨を情報指令課に報告するとともに、情報指令課の指示があるまで閉局しないこと。

(5) [略]

(通話試験)

第19条 無線局の通話試験は、原則、8時40分と17時の定時に行うものとする。ただし、情報指令課で必要とする場合は、この限りでない。

2 [略]

(指令情報課長の責務)

第21条 指令情報課長は、公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の定めるところにより、通信設備等の設置、変更、移設等の運営事務を処理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。

(1)～(9) [略]

(無線障害時の措置)

第23条 指令係員及び署所の職員は、通信機器に異常を認めるときは、応急措置をとるとともに所属長に報告しなければならない。

2 [略]

3 署長等は、通信機器に故障若しくは障害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときは、応急処置をとるとともに、通信機器修理依頼書(第1号様式)により指令情報課長に修理を依頼しなければならない。

4 [略]

5 指令情報課長は、第3項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、消防局長に報告しなければならない。

(関係機関への連絡)

第26条 指令情報課は、災害の規模又は特殊性により必要と認めるときは、当該災害に関する情報を警察、報道機関その他の関係機関へ連絡するものとする。

(支援情報の収集及び伝達)

第27条 指令情報課の職員は、平常時から消防活動に必要な情報の収集に努めるとともに、出動途上又は現場活動中の消防部隊に支援情報を伝達しなければならない。

(災害情報の収集及び報告)

2 [略]

(情報指令課長の責務)

第21条 情報指令課長は、公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の定めるところにより、通信設備等の設置、変更、移設等の運営事務を処理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。

(1)～(9) [略]

(無線障害時の措置)

第23条 [略]

2 [略]

3 署長等は、通信機器に故障若しくは障害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときは、応急処置をとるとともに、通信機器修理依頼書(第1号様式)により情報指令課長に修理を依頼しなければならない。

4 [略]

5 情報指令課長は、第3項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、消防局長に報告しなければならない。

(関係機関への連絡)

第26条 情報指令課は、災害の規模又は特殊性により必要と認めるときは、当該災害に関する情報を警察、報道機関その他の関係機関へ連絡するものとする。

(支援情報の収集及び伝達)

第27条 情報指令課の職員は、平常時から消防活動に必要な情報の収集に努めるとともに、出動途上又は現場活動中の消防部隊に支援情報を伝達しなければならない。

(災害情報の収集及び報告)

<p>第28条 現場最高指揮者又は指揮隊隊員は、災害情報の収集に努めるとともに、当該災害情報を逐次<u>指令情報課</u>に即報しなければならない。</p> <p>2 <u>指令情報課</u>は、必要な災害情報を消防局長に報告しなければならない。また、必要に応じて関係署所及び関係機関に報告しなければならない。 (記録の保存及び報告)</p> <p>第30条 <u>指令情報課</u>長は、情報通信事務を処理するため、災害通報及び無線通信の音声、通信事項等を磁気媒体に記録を保存し、必要に応じ消防局長に報告しなければならない。</p> <p>2 [略] (委任)</p> <p>第31条 この訓令に定めるもののほか、消防通信について必要な事項は、消防局長の承認を得て<u>指令情報課</u>長が定める。</p> <p>第1号様式(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p><u>指令情報課</u>長 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>第28条 現場最高指揮者又は指揮隊隊員は、災害情報の収集に努めるとともに、当該災害情報を逐次<u>情報指令課</u>に即報しなければならない。</p> <p>2 <u>情報指令課</u>は、必要な災害情報を消防局長に報告しなければならない。また、必要に応じて関係署所及び関係機関に報告しなければならない。 (記録の保存及び報告)</p> <p>第30条 <u>情報指令課</u>長は、情報通信事務を処理するため、災害通報及び無線通信の音声、通信事項等を磁気媒体に記録を保存し、必要に応じ消防局長に報告しなければならない。</p> <p>2 [略] (委任)</p> <p>第31条 この訓令に定めるもののほか、消防通信について必要な事項は、消防局長の承認を得て<u>情報指令課</u>長が定める。</p> <p>第1号様式(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p><u>情報指令課</u>長 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市消防安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 那覇市消防安全衛生管理規程(平成29年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の組織) 第54条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、別表2のとおりとする。 2～3 [略] 別表2(第54条、第62条関係) 【別記1 参照】 ※交替制勤務者の委員については、那覇市消防安全衛生委員会開催日が非番・週休にあたる場合は、委員の数に含まないものとする。	(委員会の組織) 第54条 [略] 2～3 [略] 別表2(第54条、第62条関係) 【別記1 参照】 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

【別記1】

改正前

構成	所属等		職名等
委員	安全衛生管理者	[略]	[略]
		指令情報課	[略]
		[略]	[略]

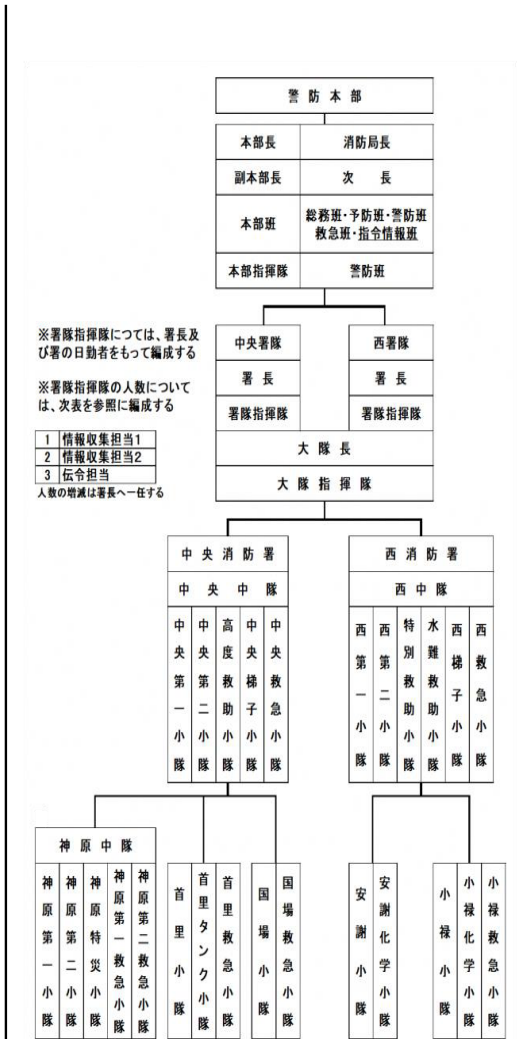
改正後

構成	所属等		職名等
委員	安全衛生管理者	[略]	[略]
		情報指令課	[略]
		[略]	[略]

(那覇市消防警防規程の一部改正)

第4条 那覇市消防警防規程(令和2年消防局訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○那覇市消防警防規程 令和2年10月8日 消防局訓令第17号</p> <p>(出動の原則)</p> <p>第12条 出動は、<u>那覇</u>情報指令センター(以下「指令センター」という。)の出動指令に基づき出動するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(即報事項)</p> <p>第73条 消防局長は、総務省消防庁の火災、災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)(以下「即報要領」という。)に基づく災害が発生した場合には、即報要領に定められた方法及び様式に従い、県及び国に即報を報告しなければならない。</p> <p>2 署長又は<u>指令</u>情報課長は、災害活動等において災害速即報の報告基準(別表第15)に掲げる災害が発生した場合には、即報を消防局長へ報告するものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 消防隊編成表</p>	<p>○那覇市消防警防規程 令和2年10月8日 消防局訓令第17号</p> <p>(出動の原則)</p> <p>第12条 出動は、<u>情報</u>指令センター(以下「指令センター」という。)の出動指令に基づき出動するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(即報事項)</p> <p>第73条 [略]</p> <p>2 署長又は<u>情報</u>指令課長は、災害活動等において災害速即報の報告基準(別表第15)に掲げる災害が発生した場合には、即報を消防局長へ報告するものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 消防隊編成表</p>



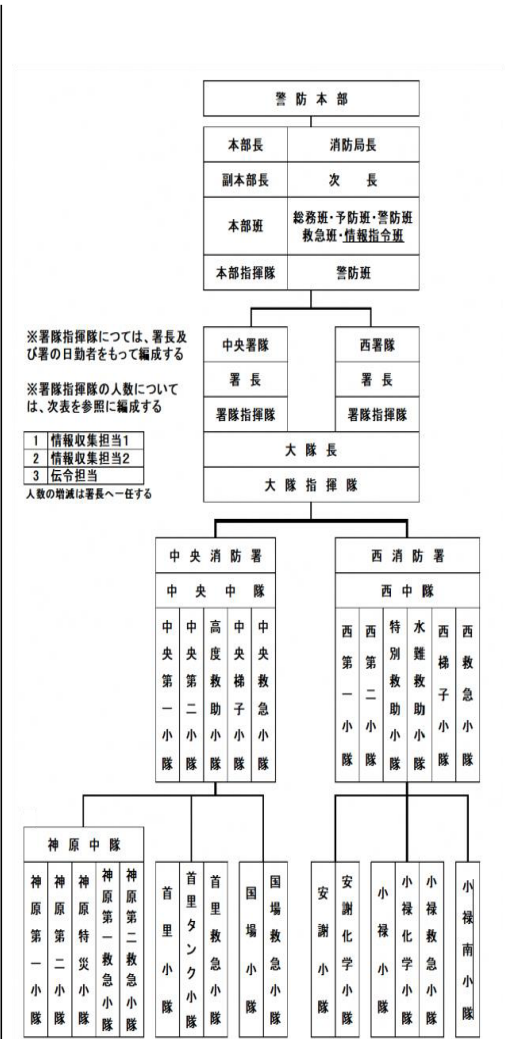
別表第3(第6条関係)

警戒本部・警防本部設置基準

【別記1 参照】

別表第4(第6条関係)

緊急連絡系統図



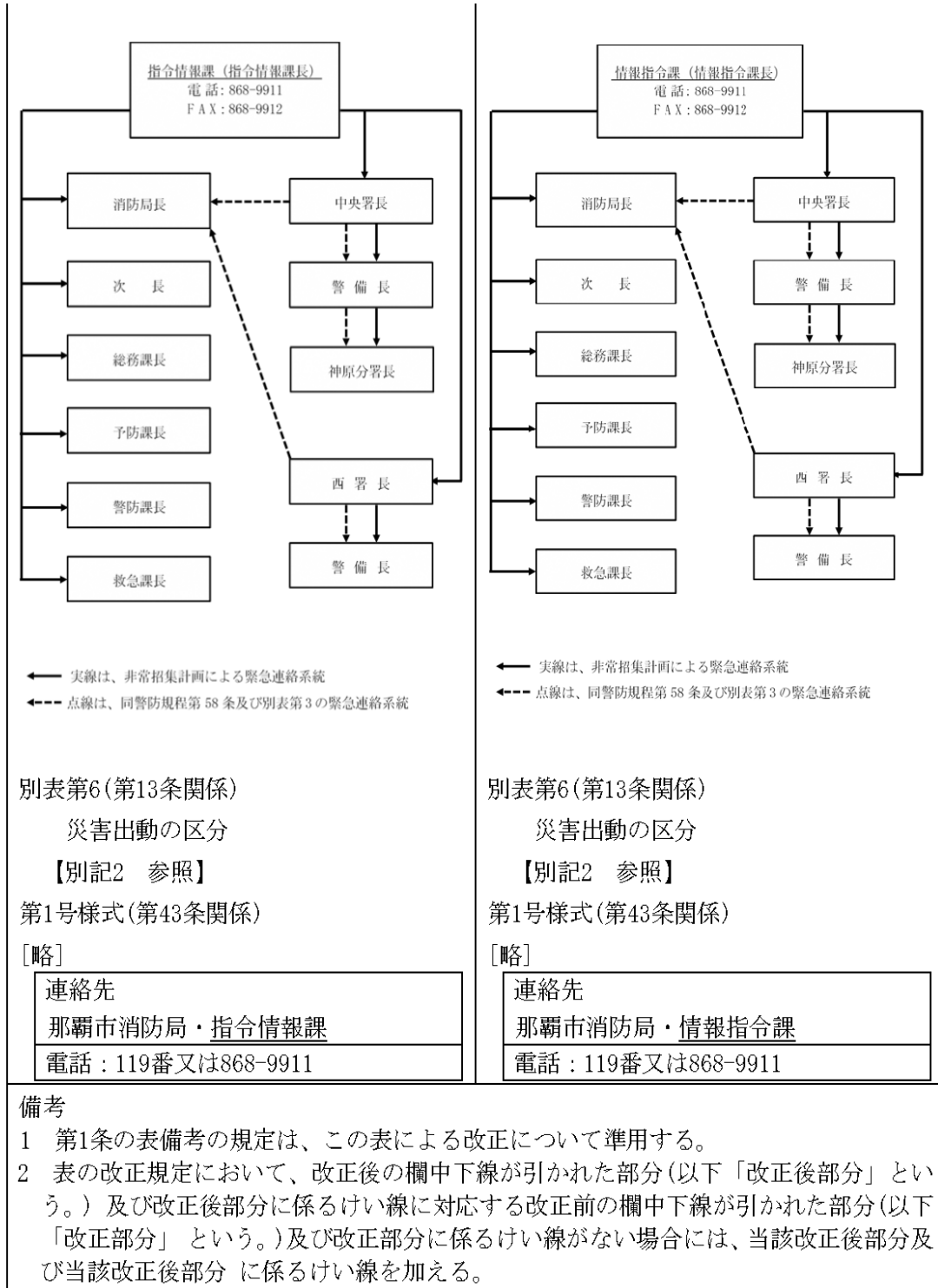
別表第3(第6条関係)

警戒本部・警防本部設置基準

【別記1 参照】

別表第4(第6条関係)

緊急連絡系統図



【別記1】

改正前

本部分名	設置基準
警戒本部	警戒本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎において、警戒本部が設置された場合 2 警防規程第48条の災害が大になると予測した場合 3 災害が「出動の基準」第3出動体制以上に推移すると予測された場合及び「特命出動」に基づく災害が、大規模又は広範囲な場合 4 その他消防局長が必要と認めたもの。
警防本部	警防本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎等において、災害対策本部が設置された場合 2 市長又は関係機関が、各種警報に係る発令又は発表を行い、重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合 3 突発的災害等により被害が拡大するおそれのある場合 4 救急、救助事故等により、多数の死傷者が発生した場合 5 「出動の基準」第3出動体制以上の場合 6 「非常招集の基準」第2配備体制以上の場合 7 その他消防局長が必要と認めた場合
参集要領	参集要領については、那覇市地域防災計画第3編地震・津波応急対策計画第1章応急活動体制に基づき実施するほか、次の各号のとおりとする。 1 指令情報課から、消防局長、次長、各署長等及び各課長に緊急連絡するものとする。 2 各課長は、直ちに消防本部作戦室に参集するものとする。なお、災害現場に直接参集する場合は、指令情報課が消防局長の承認を得て指示するものとする。
活動内容	那覇市地域防災計画第2章災害応急計画及び警防規程に基づくものとする。

改正後

本部分名	設置基準
警戒本部	警戒本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎において、警戒本部が設置された場合 2 警防規程第48条の災害が大になると予測した場合 3 災害が「出動の基準」第3出動体制以上に推移すると予測された場合及び「特命出動」に基づく災害が、大規模又は広範囲な場合 4 その他消防局長が必要と認めたもの。
警防本部	警防本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎等において、災害対策本部が設置された場合 2 市長又は関係機関が、各種警報に係る発令又は発表を行い、重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合 3 突発的災害等により被害が拡大するおそれのある場合 4 救急、救助事故等により、多数の死傷者が発生した場合 5 「出動の基準」第3出動体制以上の場合

	6 「非常招集の基準」第2配備体制以上の場合 7 その他消防局長が必要と認めた場合
参集要領	参集要領については、那覇市地域防災計画第3編地震・津波応急対策計画第1章応急活動体制に基づき実施するほか、次の各号のとおりとする。 1 情報指令課から、消防局長、次長、各署長等及び各課長に緊急連絡するものとする。 2 各課長は、直ちに消防本部作戦室に参集するものとする。なお、災害現場に直接参集する場合は、情報指令課が消防局長の承認を得て指示するものとする。
活動内容	那覇市地域防災計画第2章災害応急計画及び警防規程に基づくものとする。

【別記2】

改正前

出動区分	内容
第1次出動	災害等の発生を覚知した場合に即時に行う出動
第2次出動	1 通報内容から第1出動では対応困難と判断された場合 2 出動途上において火煙を認めた場合 3 1、2以外に部隊増強を必要とする場合の出動
第3次出動	1 第2出動以降において、現場最高指揮者が部隊増強の要請をする場合の出動 2 指令情報課で必要と認めて指示する場合の出動 3 警防本部が必要と認めて指示する場合の出動
特命出動	(1) 日勤者の災害出動 平日に災害が発生した場合、災害の状況等によっては日勤者をもって消防隊を編成し出動させる (2) 調査出動 ア 火災と紛らわしい火煙の通報があったとき又はこれを発見したとき イ 事後聞知火災の調査 (3) 警戒出動 気象警報等が発表され、又はガス漏れ事故若しくは漏油事故が発生し、若しくは航空機若しくは船舶等の機器故障等により警戒の必要があると認めるとき (4) その他 ア 災害の状況により、特に指定する車両を出動させるとき イ 出動途上、現場直近に対応可能な他の部隊があった場合に切替で出動させる

改正後

出動区分	内容
第1次出動	災害等の発生を覚知した場合に即時に行う出動
第2次出動	1 通報内容から第1出動では対応困難と判断された場合 2 出動途上において火煙を認めた場合

	3 1、2以外に部隊増強を必要とする場合の出動
第3次出動	1 第2出動以降において、現場最高指揮者が部隊増強の要請をする場合の出動 2 情報指令課で必要と認めて指示する場合の出動 3 警防本部が必要と認めて指示する場合の出動
特命出動	(1) 日勤者の災害出動 平日に災害が発生した場合、災害の状況等によっては日勤者をもって消防隊を編成し出動させる (2) 調査出動 ア 火災と紛らわしい火煙の通報があったとき又はこれを発見したとき イ 事後聞知火災の調査 (3) 警戒出動 気象警報等が発表され、又はガス漏れ事故若しくは漏油事故が発生し、若しくは航空機若しくは船舶等の機器故障等により警戒の必要があると認めるとき (4) その他 ア 災害の状況により、特に指定する車両を出動させるとき イ 出動途上、現場直近に対応可能な他の部隊があった場合に切替て出動させる

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号
令和 6 年 4 月 12 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定 (登録) 番号	第 568 号
指定工事店名	株式会社光設備
営業所所在地	豊見城市字高安 382 番地 1 アベニールマンション豊見城 203 号
代表者氏名	金城 祐樹
有効期間	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第7号
令和6年5月1日

那霸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 霸 市 教 育 委 員 会
教育長 宮 里 寿 子

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立図書館条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 那覇市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 視聴覚教材(上映権付きの視聴覚資料をいう。)及び<u>機器の社会教育関係団体等への貸出し</u></p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>中央図書館長(以下「館長」という。)</u>が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、<u>館長</u>が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 <u>図書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。</u></p> <p>(2) <u>飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>図書館資料及び機器、設備等を大切に扱うこと。</u></p> <p>(4) <u>他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。</u></p> <p>(5) <u>許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 視聴覚教材(上映権付きの視聴覚資料をいう。<u>第10条において同じ。</u>)及び<u>視聴覚機器</u>の貸出し</p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>第5条 <u>削除</u></p>

(6) その他館長の指示すること。

(個人貸出)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは通学をする者とする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(貸出しの手続)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の事項を記載した個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。

2 個人貸出登録申込書又は利用者カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用者カードを紛失したときは、速やかにこれを届け出なければならない。

3 利用者カードが登録者本人以外によって使用され損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するものとする。

4 利用者カードの有効期間は、個人貸出登録又は更新手続きを行った日から1年とする。

(貸出点数及び貸出期間)

第8条 図書館資料の貸出しは、貸出期間内に利用できる点数とし、貸出期間は、14

(個人貸出の対象者)

第6条 個人で図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、この規則の規定に従うことを約したものとする。

(1) 市内に、居住又は通勤若しくは通学をする者

(2) その他教育長が特に必要と認める者

(個人貸出の登録等)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、個人貸出登録申込書を教育長に提出し、登録を受けなければならない。この場合において、教育長は、前条各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類等の提示を求めることができる。

2 教育長は、前項の規定による登録を受けた者(次項及び第4項において「個人登録者」という。)に対し、那覇市立図書館利用者カードを交付するものとする。

3 個人登録者は、個人貸出登録申込書に記載した事項に変更が生じたとき、又は那覇市立図書館利用者カードを紛失したときは、速やかに、これを教育長に申し出なければならない。

4 個人登録者は、那覇市立図書館利用者カードを他人が使用したことにより本市に損害が生じたときは、その責めを負うものとする。

5 第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録又はその更新を受けた日から3年とする。

(貸出期間及び貸出点数)

第8条 図書館資料の、貸出しを受けることができる期間(以下この項、次項及び次条

日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

(図書館資料の返却等)

第9条 図書館資料を貸出期間内に返却しなかつた者に対し、館長は、状況により一定期間図書館資料の利用を制限することができる。

2 図書館資料を貸出期間後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期日から14日を限度とする。

(団体貸出)

第10条 団体が図書館資料の貸出しを受けられるものは、市内の事業所、機関又は団体等とする。

2 団体が図書館資料の貸出しを受けようとするものは、所定の事項を記載した団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることができる。

3 同時に貸出しを受けることができる図書館資料(館長が特に指定する物を除く。)は100点以内とし、貸出期間は1月以内とする。

4 団体貸出による利用の場合に、第7条第2項から第4項まで及び第9条第1項の規定を準用する。この場合において、「個人貸出登録申込書」とあるのは「団体貸出登録申込書」と、「登録者本人」とあるのは「登録団体責任者」と読み替えるも

第1号において「貸出期間」という。)は14日以内とし、貸出しを受けることができる点数は制限しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、貸出期間又は点数を別に指定することができる。

2 貸出期間の満了後引き続き貸出しを受けようとする者は、当該貸出期間の末日までに教育長の承認を受けなければならない。

(貸出しの制限)

第9条 教育長は、次に掲げる者に対しては、図書館資料の貸出しを行わないことができる。

(1) 貸出期間の経過後において図書館資料を返却していない者

(2) 図書館資料について那覇市立図書館条例第4条に規定する義務を負う者であつて、当該義務を履行していないもの

(団体貸出の対象者)

第10条 団体が図書館資料等(図書館資料(教育長が指定する物を除く。)並びに視聴覚教材及び視聴覚機器をいう。次条第1項において同じ。)の貸出しを受けることができるものは、市内の団体(事業所、機関その他の団体をいう。次条第1項及び第2項において同じ。)であつて、この規則の規定に従うことを約したものである。

のとする。

(団体貸出の登録等)

第10条の2 図書館資料等の貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ、団体貸出登録申込書を教育長に提出し、登録を受けなければならない。この場合において、教育長は、市内の団体であること、責任者の住所等を証する書類等の提示を求めることができる。

2 教育長は、前項の規定による登録を受けた団体(第4項において「登録団体」という。)に対し、那覇市立図書館利用者カードを交付するものとする。

3 第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた年度の翌年度の4月末日までとする。

4 第7条第3項及び第4項、第8条第1項並びに第9条の規定は、登録団体について準用する。この場合において、第7条第3項及び第4項中「個人登録者」とあるのは「登録団体の責任者」と、第8条第1項中「14日以内」とあるのは「31日以内」と、「制限しない」とあるのは「100点以内とする」と読み替えるものとする。

(貸出資料の範囲)

第11条 貴重図書その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(資料の複写)

第12条 [略]

2 前項の規定により複写をしようとする者は、所定の事項を記載した複写申込書を館長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は複写することができない。

(1) 他の図書館から借り受けた資料

(2) [略]

(3) その他館長が指定する図書館資料

(貸出資料の範囲)

第11条 貴重図書その他教育長が指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(資料の複写)

第12条 [略]

2 前項の規定により複写をしようとする者は、所定の事項を記載した複写申込書を教育長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は、複写をすることができない。

(1) [略]

(2) その他教育長が指定する図書館資料

<p>4～5 [略]</p> <p>第15条 [略] [別表第2 別記]</p>	<p>料</p> <p>4～5 [略] (児童等への電子書籍の貸出し)</p> <p><u>第15条 市内の小学校又は中学校に、在籍する児童及び生徒並びに勤務する校長及び教員は、当該小学校又は中学校を通して付与される利用者を識別するための符号を用いて、電子書籍(人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であつて、図書又は逐次刊行物に相当するものうち、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。次項において同じ。)の貸出しを受けることができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による電子書籍の貸出しに関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p> <p>第16条 [略] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

館	定期休館日	定期休館日以外の休館日
[略]		<p>1 [略]</p> <p>2 法に定める休日及び文化の日は、定期休館日に当たるときは、その日の前後7日以内で館長が指定する日を休館日とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 特別整理期間(年間15日以内で館長が指定する期間)</p>

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

館	定期休館日	定期休館日以外の休館日
[略]		<p>1 [略]</p> <p>2 法に定める休日及び文化の日は、定期休館日に当たるときは、その日の前後7日以内で教育長が指定する日を休館日とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 特別整理期間(年間15日以内で教育長が指定する期間)</p>

